

対面販売（計量販売）での表示

2

食肉小売店など、陳列された食肉を購入者の希望に応じて必要量を計って販売する場合、陳列された食肉ごとに、表示カード（プライスカード）により下記の項目を外部から見やすいように、邦文で明りょうに表示しなければならない。

対面販売（計量販売）の食肉の必要表示事項

- ① 食肉の種類・部位
- ② 原産地
- ③ 量目及び販売価格（100g当たり単価）
- ④ 冷凍及び解凍肉にあってはその表示
- ⑤ 国産牛にあっては、個体識別番号（又は荷口番号）

表示カード（プライスカード）の大きさ

縦5.5cm、横9cm以上（名刺大以上）



文字の大きさ

文字は、42ポイント以上の大きさの肉太の文字でなければならない。

42ポイント以上（1.5cm以上）

1. 食肉の種類・部位
2. 原産地
3. 販売価格（100g当たり）

42ポイントでなくてもよい（明りょうな文字）

1. 個体識別番号
2. 用途名
3. 「100g」の文字

→ 食肉公正競争規約第3条第1項▶(82ページ) → 同施行規則第2条▶(83ページ)